

社団法人 軽金属溶接構造協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人 軽金属溶接構造協会（英文名 the Japan Light Metal Welding and Construction Association 略称 JLWA）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所(本部)を東京都千代田区神田佐久間町3丁目37番地23に置き、理事会の定めるところにより、必要の地に支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、軽金属の溶接構造に関する技術の向上を図り、もって溶接構造物の品質性能の高度化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 軽金属の溶接構造に関する技術の調査、試験及び研究
2. 軽金属の溶接構造に関する規格・基準の作成及び普及
3. 軽金属の溶接構造に関する技術の検定
4. 軽金属溶接作業場における安全・衛生の確保施策の実施に対する協力
5. 講演会・講習会の開催、資料の作成・提供等軽金属の溶接に関する技術の指導・奨励
6. その他、本会の目的を達成するため必要な事業

(定款の実施要領)

第5条 本定款の実施に関して必要な事項は、特に定めてある場合のほか、理事会においてこれを定める。

第2章 会 員

(種類 及び 資格)

第6条 本会の会員は、法人会員及び個人会員とし、ともに民法上の社員とする。

2 次に掲げるものは法人会員となることができる。

- 一 軽金属溶接構造物の製造・建設及び使用に関する事業を営む企業
- 二 軽金属溶接構造物の素材・溶加材・関連機器の製造及び販売事業を営む企業
- 三 軽金属溶接構造物の溶接に関する試験・検査事業を営む法人
- 四 前各号に規定するものを主たる構成員とする団体

3 軽金属の溶接構造に関し、学識経験又は関心を有する個人は、個人会員となることができる。

(会員資格の取得)

第7条 法人会員又は個人会員になろうとするときは、法人会員の場合にあっては本会に対する代表者、個人会員の場合にあってはその氏名など所定の事項を記載した入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人会員として入会するときは、入会金を納付しなければならない。

(権 利)

第8条 会員は、それぞれ1個の議決権を有する。

2 会員は、理事会の定めるところにより、本会の事業に参加することができる。

(義務)

第9条 会員は、会費を納めなければならない。

2 会員は、分担金を負担することがある。

3 会員は、第7条第1項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。

4 会員は、定款及び総会の決議を遵守しなければならない。

(入会金・会費等)

第10条 入会金及び会費に関する基準的事項は、総会においてこれを定め、手続き的な事項は、理事会においてこれを定める。

2 本会は、第4条に掲げる事業を遂行するため必要があるときは、理事会の定めるところにより、分担金を納付させることができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の場合にその資格を喪失する。

1. 法人会員にあっては解散し、個人会員にあっては死亡したとき

2. 第6条第2項又は第3項に規定する資格の喪失などの理由より、退会の届け出をしたとき

3. 第13条第2項の規定により除名されたとき

2 会員は、その資格を喪失しても既納の入会金、会費及び本会の資産に対し、何等請求することができない。

(退会の届出)

第12条 会員が前条第1項第2号の規定により届け出をするときは、未履行の義務を履行した後、その理由を記載した書面をもって会長に届け出なければならない。

(権利の停止 及び 除名)

第13条 会員は、その義務を怠たり、督促されてもその義務を履行しないときは、理事会の決議により、期間を定めその権利を停止されることがある。

2 会員が前項の規定により権利を停止され、その期間を経過しても、なお、その義務を履行しないときは、総会の決議により除名されることがある。

第3章 役員

(種類 及び 数)

第14条 本会は、民法上の役員として理事25名以上35名以内及び監事2名以内を置く。

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

(選任 及び 解任)

第15条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2 会長及び副会長は、理事会においてこれを互選する。

3 専務理事は、会長が理事会の同意を得理事の中からこれを委嘱する。

4 本会は、理事及び監事に欠員が生じた場合は、定時総会が開催されるまでの間においては、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを選任することができる。

5 役員は、任期中であっても心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき、又はその任務に反する行為があると認められたときは、第1項から第3項までに規定する手続きに従い、それぞれ解任又は解嘱されることがある。

(職務)

第16条 理事は、本定款の定めるところによりその職務を行うほか、理事会の定めるところにより、会務の執行に当たる。

2 会長は、本会を代表して会務を総理し、会議を招集してその議長になる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定められた順位によりその職務を代行

する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故があるときは、会長の職務を代行する。
- 5 監事は、民法第59条に掲げる職務を行う。

(任 期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員のため選任された役員の任期は、前項本文の規定にかかわらず前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

第4章 会 議

(種 類)

第18条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第19条 定時総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は、理事会で必要と認めるとき又は三分の一以上の会員から会議の目的とする事項及びその理由を示した書面をもって請求があったときに開催する。

- 2 総会を招集するときは、少なくとも10日前に会議の日時及び場所並びに目的とする事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決権)

第20条 会員の議決権は、当該会員（法人会員である場合は、当該会員の本会に対する代表者。以下本条及び第21条中同じ。）が総会に出席してこれを行使するものとする。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項については、書面により又は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は、その資格を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により議決権を行使する会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項本文後段の規定にかかわらず、定款の変更については出席会員の三分の二以上の同意を、また、解散及び残余財産の処分については出席会員の四分の三以上の同意を必要とする。

(総会の議決事項)

第22条 次の事項は、総会の議決を必要とする。

1. 入会金及び会費の基準
2. 会員の除名
3. 理事及び監事の任免
4. 事業計画及び収支予算
5. 事業報告及び収支決算
6. 過不足金の処理
7. 定款の変更
8. 解散及び残余財産の処分
9. 清算人の選任
10. その他総会において必要と認められた事項

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、議事録を作成し、議事録には日時、場所、会員の数及び出席会員の数、議事の経過

の要領及び議長の指名した出席会員2名以上がこれに記名押印しなければならない。

(理事会)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、おおむね隔月に開催する。
- 3 理事会を招集するときは、少なくとも7日前に会議の日時及び場所並びに目的とする事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。
- 4 理事会は、その構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席構成員の過半数の同意によって決する。
- 5 理事会は、次の事項について審議決定する。
 1. 本定款に定めてある事項
 2. 会務の執行に関する事項
 3. その他、会長から附議された事項
- 6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 7 第20条第2項、第3項及び第23条の規定は、理事会に準用する。

第5章 委員会

(委員会)

第26条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の組織、運営等に関して必要な事項は、理事会の決議をもってこれを定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第26条 本会の資産は、軽金属溶接技術会から継承した資産、入会金、会費、分担金、寄附財産、事業に伴う収入、その他からなる。

- 2 本会の資産の管理及び運用に関して必要な事項は、総会において特に定められた場合のほか、理事会においてこれを定める。

(経費)

第27条 本会の経費は、資産をもってこれにあてる。

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 会長は、毎事業年度開始前に、翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の決議を経た後、定時総会の承認を得なければならない。

- 2 本会は、収支予算が前項の規定により定時総会の承認を得るまでの間においては、理事会の定めるところにより前事業年度の収支予算の範囲内において収支を行うことができる。

(事業報告及び収支決算)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、前事業年度の次の書類を作成し、理事会の決議を経た後監事の監査を受け、その意見書とともに定時総会に提出して承認を得なければならない。

1. 事業報告書
2. 収支決算書
3. 財産目録
4. 貸借対照表

(過不足金の処理)

第31条 本会は、事業年度末において過不足金を生じたときは、総会の承認を得てこれを翌事業年度に繰越すものとする。ただし、剰余金は、繰越した不足金があるときはその補填にあて、なお剰余があるときは翌事業年度に繰越すものとする。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第32条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局には事務局長1名のほか所要の職員を置く。
2 事務局長は、会長が理事会の同意を得て理事又は職員のうちからこれを委嘱し、職員は会長が任免する。
3 その他事務局に対して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 本定款を変更しようとするときは、総会において第21条第2項前段に規定する同意を得た後、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(解 散)

第34条 本会が解散しようとするとき又は残余財産を処分しようとするときは、総会において第21条第2項後段に規定する同意を得た後、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(清 算 人)

第35条 本会が解散したときは、破産の場合を除き理事が清算人となる。ただし、総会において別にこれを選任することができる。

附 則

(昭和50年12月22日)

- 1 本定款は、通商産業大臣の設立許可があった日からこれを実施する。
- 2 現に軽金属溶接技術会の法人会員であって、第6条第2項に規定する資格を有する者及び個人会員であって、同条第3項に規定する資格を有する者は、前項に規定する日に第7条の規定により、それぞれ本会の法人会員及び個人会員の資格を取得したものとみなす。
- 3 本会の設立当初の役員は、第15条第1項から第3項までの規定にかかわらず、創立総会において選任されたものがこれに当たり、その任期は、第17条第1項本文の規定にかかわらず、附則第1項に規定する日から、第19条第1項の規定により、昭和52年に開催される定時総会終了の日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、附則第1項に規定する日に始まり、昭和51年3月31日に終わるものとする。
- 5 前項の期間に係わる事業計画及び収支予算は、第29条第1項の規定にかかわらず、創立総会において定められた当該期間の事業計画書及び収支予算書によるものとする。